

鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画改訂素案に対するパブリックコメントへの対応方針

項目	意見	対応方針
受皿整備	年度中途において待機児童が発生しているのは非常に残念。定員総数を需給調整を行い、多めに定員設定をすべき。	市町村計画による保育の受皿の確保策が適切に実行されるよう、県として必要な支援を行うとともに、新たな保育の受け皿を活用していきます。
認定こども園	認定こども園を普及してもらいたい。認定こども園を増やして、年度途中の待機児童を0にして、育児と仕事の両立をやってもらいたい。	認定こども園への移行を希望する幼稚園及び保育所に対し、市町村と連携して相談支援や財政面等での支援を行い、移行を進めています。
人材確保と資質の向上	保育士・幼稚園教諭等を対象とした研修を実施してもらいたい。訪問支援も考えてもらいたい。幼稚園・保育所・認定こども園の指導力の向上を図ってもらいたい。	保育士等に対する研修、また各園への計画的な訪問や要請を受けての訪問支援を引き続き実施し、教育・保育のさらなる質の向上を図っていきます。
人材確保と資質の向上	保育士等の人材を確保するべく賃金を上げて就職してもらおうにするべき。保育士の処遇改善を始めとする勤務条件の向上支援に努めてもらいたい。幼稚園教諭も同様。	賃金の向上につながる処遇改善等加算の実施や、産休等における代替職員の確保に係る支援を引き続き行っていきます。
人材確保と資質の向上	保育士以外の保育従事者を対象とした研修を実施してもらいたい。	保育や子育て支援分野への従事希望者に対し、必要な知識や技能等を習得するための「子育て支援員研修」を実施しています。また、保育士に代わり保育業務に従事する場合は、保育の質を確保するために必要な研修を実施しています。
人材確保と資質の向上	資格取得のためには、多額の資金が必要であるため、保育士の就職促進・資格取得のための支援をしてもらいたい。就職支援や相談支援による潜在保育士の就職促進をすることが必要。子育てをしながら保育士の仕事もできる環境を作るべき。結婚したら保育士の仕事から離れる人が多いので、復帰しやすい環境を作るべき。	資格取得支援については、資格取得のための講座受講料等を助成する制度があります。また、潜在保育士の就職促進については、県が設置した保育士・保育所支援センターにより就職支援・相談支援を行っており、引き続き人材確保に努めていきます。
人材確保と資質の向上	保育士養成施設に在籍する学生の県内就職を促進することが必要。	鳥取県保育士・保育所支援センターや鳥取短期大学等と連携し、引き続き学生の県内就職促進を図っていきます。
人材確保と資質の向上	県の専門研修や階層別研修など積極的に参加させてもらい指導力や質の向上を図らせてもらっている。また計画訪問などでさらに細かい部分を具体的に指導してもらい、更なる質の向上を図っており、県教育委員会との距離が縮まったような気がする。不明なことなどがあれば電話対応してもらっている。	今後も引き続き保育士等に対する研修や施設への計画訪問を充実していきます。
人材確保と資質の向上	保育士、保育教諭、幼稚園教諭の人材確保支援では求職者数に対する求人数が年を追うごとに増えており厳しくなっている現状をどうにか打破できないかと考えている。魅力ある鳥取県、園をつくりたい。	保育人材確保、またそのための鳥取県の子育て環境の魅力向上に努めてまいります。
人材確保と資質の向上	認定こども園を増やして、育児と仕事の両立をやってもらうためにも、保育士、幼稚園教諭の人材確保が必要。小学校教員も保育所・幼稚園・認定こども園に出向して子どもを教育していくべき。	小学校教員による保育施設等への長期社会体験研修を実施し、保育所、認定こども園、幼稚園と小学校の連携を図っています。また、人材確保の点では、小学校教員免許状保有者は保育士等とみなし保育に従事できるよう取り扱っているところです。
新たな保育の受皿	「企業主導型保育事業」は、県内でも開設が拡大されているが、保育所等の認可の際に自治体の意向が及びにくくなるのが問題。また、子どもの心身の発達保障・安心安全な保育環境を保障していくためにも、全員が保育士資格者であるべき。 小規模保育事業所、企業主導型保育事業所などへのヒアリングを実施してきたが、園庭がない、保育教材が少ないなど、多くの課題があると思っている。 企業主導型保育事業が、待機児童解消策として全国的にたくさん開設されているが、県として先ず取り組むべきことは、保育の質確保と認可保育園の計画的な増設の支援による保育の確保だと考える。 子ども・子育て支援新制度になり、どんな施設であっても、子どもに最善の保育環境を整えるために、質の高い保育の提供、現場で働く保育関係者の専門性に見合う処遇改善こそ、優先して取り組むべき。	企業主導型保育事業の実施基準は国で定められており、県でその整備に直接関与することはできませんが、県が行う施設監査により、保育の質が保たれているかどうかを確認していきます。 保育の量の確保をどの施設形態で行うかは、各市町村が選択・決定されるものであり、県が主導することは困難であると考えています。保育の質の確保、保育士等の処遇改善については引き続き取り組んでいきます。
新たな保育の受皿	米子市では企業主導型保育や小規模保育など保育園がたくさんできています。受け入れる建物、園ができるのはよいが、現時点では保育士の引き抜きや保育の質の低下が感じられる。 待機児童解消を目指すのはよいが、安易にどんどん新設すればよいというものでもないと思う。鳥取県の中でも東中西部では保育園のあり方に違いがあるので、それぞれの地域にあった対応が必要だと思う。このままでは2～3年後に廃業に追い込まれる園も出てくるのではと危機感を感じている。	保育の量の確保をどの施設形態で行うかは、各市町村が選択・決定されるものであり、県が主導することは困難であると考えています。

新たな保育の 受皿	<p>・企業主導型保育については、国が大都市圏における待機児童対策の一環として行う規制緩和ともいえる施策であり、原則待機児童がいないとされる鳥取県に必要な施策かどうか疑問。</p> <p>利用者（特に働く母親）にとっては利便性が拡大するが、人が育つ上で最も重要な乳幼児期の育ちを第一義にするのであれば、多種多様な経営主体の安易な参入、乱立は「保育の質（教育と保育）」が担保されない可能性が大きい。鳥取県においても今後、就学前の児童数の減少は予測されることから、これ以上の保育供給者の増加は、不適切な園児獲得競争を招きかねない。</p> <p>また、幼稚園での安易な2歳児預かり保育についても未満児時期における愛着形成等の点について損なうくらいがあるのではないか。</p> <p>鳥取県が子育て王国を標榜するのであれば、利用者の利便性のみを優先するのではなく、子どもの育ちを重要視し、環境、配置基準、保育の専門性（発達過程の理解等）確保したうえで慎重に進めるべきではないか。</p>	<p>企業主導型保育事業の実施基準は国で定められており、県でその整備に直接関与することはできませんが、県が行う施設監査により、保育の質が保たれているかどうかを確認していきます。</p> <p>また、幼稚園における2歳児預かりについては、市町村が実施主体となり行われるものですが、保育士等の配置基準や保育内容の質が保たれるよう基準が設けられることから、県としては</p>
新たな保育の 受皿	<p>新たな保育の受皿の活用により必要利用定数を確実に確保し、待機児童の解消に繋げるため、企業主導型保育施設における地域枠や幼稚園における預かり保育の充実及び2歳児受入れなども、新たな確保策として活用し、待機児童を0にしていけるべき。</p>	<p>年度中途の待機児童が生じないよう、新たな制度の活用についても必要に応じて市町村に促していきます。</p>
新たな保育の 受皿	<p>企業主導型保育園は保育施設として地域に根ざしていくことがないように思われる。不安定な保育施設が暫定的な活用という形であるというのは、好ましくないと思う。こうした施設が増えて、既存の保育園が保育士の確保ができず、運営が困難になるのは本末転倒だと考える。</p>	<p>保育士・保育所支援センターにより潜在保育士の掘り起こしや就職支援等を行い、県内で従事する保育士の数を増やしていくよう努めていきます。</p>
放課後児童ク ラブ	<p>放課後児童クラブを指導する教員の確保をしてもらいたい。</p>	<p>放課後児童クラブ支援員の人材育成のため、平成27年度より放課後児童支援員研修を実施しています。また、人件費の単価を引き上げるなど処遇を改善し、従事職員の確保に努めています。</p>
放課後児童ク ラブ	<p>・現在、放課後児童クラブは利用児童が増加する一方である。放課後児童クラブは、いわば学校の休業時あるいは家庭に代わって健やかな育ちを保障する場でもある。児童が、学校以外で学ぶことや経験すべきことは大変多く、専門性を有した指導者（児童厚生員等）の配置が望まれるが、現在の予算では、適正な職員配置や有能な人員の確保が大変難しいため、県、市町村の大幅な補助が望まれる。</p>	<p>放課後児童クラブ運営費については、今年度より補助単価が40人規模のクラブを中心に大幅に引き上げられたところである。</p> <p>また、児童の遊びを指導する者の資格を持つ放課後児童指導員を配置した場合の指導員加算を単県で支援しており、事業の活用を市町村に促していきたいと考えています。</p>
子どもの貧困 対策	<p>子どもの貧困対策の促進もやってもらいたい。</p>	<p>県では「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進するとともに、本計画内に子どもの貧困対策も位置付けています。</p>
仕事と子育て の両立支援	<p>働き方改革を支援してもらい、職場環境改善を支援して、労働者の仕事と育児の両立に結び付けてもらいたい。雇用環境の整備に取り組んでもらいたい。</p>	<p>県内中小企業が働き方改革に取り組めるよう、県として強力に支援、推進するため、平成29年6月1日に相談窓口を設置し取組を支援してきました。平成30年度は、「とっとり働き方改革支援センター」を県直営で設置し、相談内容に応じた専門家派遣や職場の環境改善のためのセミナー等を行い、企業の働き方改革を支援します。</p>
仕事と子育て の両立支援	<p>育児はもちろん介護と仕事を両立できる職場環境づくりを担うリーダー「イクボス・ファミボス」の取組を推進してもらいたい。県の幹部職員からイクボス宣言をやっていくべき。</p>	<p>官民連携してイクボス・ファミボス宣言企業の優れた取組の紹介やイクボス・ファミボス普及広報を行うほか、家庭と仕事の両立のための就業規則整備支援、企業訪問による周知活動等を通じて「ファミボス」を県内に増やすよう、引き続き、強力に取り組みを進めていきます。</p> <p>また、平成27年6月に県の全管理職員がイクボス宣言を行っています。</p>
仕事と子育て の両立支援	<p>男女共同参画推進企業認定制度で企業の仕事と家庭の両立に配慮した職場環境及び家庭教育支援となる職場環境づくりの取組を支援してもらいたい。</p>	<p>仕事と家庭の両立に配慮し、男女ともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業を、「鳥取県男女共同参画推進企業」として認定し、県内企業における男女共同参画の普及推進を図っています。</p>
仕事と子育て の両立支援	<p>企業の自主性で「イクボスの日」を毎月設定する事で仕事と生活の調和の推進を図るべき。</p>	<p>県内企業に対して、毎月19日を「イクボスの日」とし、「ノー残業デー」とすること等呼びかけ、従業員のワーク・ライフ・バランスの推進を図っています。</p>
子育て施策全 般	<p>子育て支援等に関する施策の着実な推進をしてもらいたい。</p>	<p>有識者で構成される「子育て王国とっとり会議」を中心に、鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画に定める各施策を継続的に点検し、計画の進捗管理を行いながら推進していきます。</p>
子育て施策全 般	<p>新たな保育の受皿として、0～5歳までの乳幼児を対象に、市町村役場内に保育施設を設置すべき。親が市町村役場に申請や申告書等の手続きに子どもと一緒に連れてきた時に、乳幼児を見てもらわなければ、話し合いや手続きが出来ない。1日や短時間で子どもの世話をしてもらうためにも必要。</p>	<p>いただいたご意見は、県内各市町村にお伝えしました。</p>
子育て施策全 般	<p>議会でも、子育てをしながら議員をしている女性議員や傍聴している子連れの親もいるので、議会の会期内だけでも、保育施設を設置して、女性にも行政に参画してもらわないと、女性の声が行政に届かない。</p>	<p>鳥取県議会においては、議員及び傍聴者が利用できる託児サービスを用意しています。</p>
その他	<p>子育てをしながら働く母親の意見を聞いてみてはどうか。県が想定してない意見を言ってくる母親もいるだろう。</p>	<p>この度の計画改定にあたり、県政参画電子アンケートにより、子育て中の保護者を含めた幅広い方々にご意見を伺っています。</p>